

## 第6 ボイラー（条例第4条）

本条は、文理上全ての種類及び大きさのボイラーを規制の対象とするが、労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則によって規制を受けるもの（通称「労基ボイラー」）については、同規制との関係から、本条による規定は適用されない結果となることに注意すべきである。

したがって、本条の適用となるのは小型ボイラー及び簡易ボイラーである。

## 1 用語の定義

- (1) ボイラーとは、「水又は熱媒を圧力を有する状態で加熱し、これを他へ供給する設備」をいう。ただし、JIS S 2109（家庭用ガス温水機器）及びJIS S 3024（石油小型給湯機）に該当する機器は、簡易湯沸設備又は給湯湯沸設備として扱うこと。
- (2) 蒸気ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他の高温ガス及び電気により水又は熱媒を熱し、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させて、これを他に供給する装置をいう。
- (3) 温水ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他の高温ガス及び電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱し、これを他に供給する装置をいう。
- (4) 貫流ボイラーとは、管によって構成され、ドラムを有しないボイラーで、水又は熱媒を一端からポンプ等で送り、他の端から蒸気、温水等を取り出す装置をいう。

## 2 条例等の運用

条例、条則及びガス機器基準書によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 小型ボイラー及び簡易ボイラーの規格は、第6-1表のとおりであること。

第6-1表

		ゲージ 圧力P (MPa)	伝熱面積 A (m <sup>2</sup> )	胴内径 Φ (mm)	胴長さ ℓ (mm)	大気開放管Φ (内径mm)	水頭H H(m)	U形立 管Φ (mm)	気水分離器 内径 D (mm)	内容積 V (m <sup>3</sup> )	※3	備考
小型ボイラー ※1	蒸気ボイラー	P≤0.1	0.5< A≤1									
		P≤0.1		200<Φ <300	400<ℓ ≤600							
			2< A≤3.5			Φ≥25						
			2< A≤3.5				H≤5	Φ≥25				
	温水ボイラー		4< A≤8				H≤10					
簡易ボイラー ※2	蒸気ボイラー	P≤1	5< A≤10						D≤300	V≤0.07	管寄せの内径が 150mmを超える多管 式のものを除く	内容積が0.0003 m <sup>3</sup> 以下のもの
		P≤1	5< A≤10									
		P≤0.1	A≤0.5									
		P≤0.1		Φ≤200	ℓ≤600							
		P≤0.3										
温水ボイラー ※2	蒸気ボイラー	A≤2				Φ≥25					管寄せの内径が 150mmを超える多管 式のものを除く	内容積が0.004 m <sup>3</sup> 以下で管寄せ 及び気水分離器 が設置のもの
		A≤2					H≤5	Φ≥25				
	温水ボイラー	A≤4					H≤10					
	貫流ボイラー	P≤1	A≤5									
		P≤1	A≤6						D≤300	V≤0.02	≤0.2	

※1 根拠 労働安全衛生法施行令第1条第4号

※2 根拠 労働安全衛生法施行令第1条第3号イ～ヘ（簡易ボイラー等構造規格（昭和50年労働省告示第65号）第1条

※3 使用する最高のゲージ圧力を kg 每cm<sup>2</sup>で表した数値と内容積を立法メートルで表した数値との積

- (2) 第1項第1号に規定する「遮熱材料」とは、使用される熱媒の蒸気の温度に耐えうる材料をいい、けいそう土、石綿のほかモルタル、粘土等があること。また、「有効に被覆する」とは、遮熱材料の耐熱性及び遮熱性と蒸気温度とを勘案して、遮熱効果が防火上有効であるように被覆することをいいうこと。
- (3) 第1項第2号に規定する「安全装置」とは、熱媒又はその蒸気が異常に温度上昇し、又は圧力上昇を起こした場合、熱媒又はその蒸気を放出する装置をいい、一般には、一定圧力に達すると作動する安全弁又は破壊板を設けているもの等があること。

安全装置を設ける位置については、安全装置の作動によって、ボイラー及び付近の従業者に災害を与えない場所及び方向を選んで決定すべきものであり、安全な場所に導くよう設けること。

なお、安全装置の構造については、労働安全衛生法に基づく安全装置に関する規格を参考とし、ボイラーの種類、大きさに応じて適当に考慮すべきであること。
- (4) 第2項に規定する準用規定は、第2. 炉及び共通事項を準用すること。